

小矢部市議会議長 吉田 康弘 殿

小矢部市議会改革

令和3年度
最終報告書

令和4年3月
議会改革協議会

目次

1	はじめに	1
2	議会運営委員会での検討	1
3	議会改革協議会での協議	2
	(1) 基本的事項	
	(2) 会議開催状況	
4	提言のまとめ	4
	(1) 議員定数及び常任委員会に関すること	4
	① 議員定数について	
	② 2 常任委員会の検証について	
	(2) 議員報酬及び政務活動費に関すること	5
	① 議員報酬について	
	② 政務活動費の額について	
	③ 政務活動費の交付方法について	
	④ 政務活動費の手引きの見直しについて	
	⑤ 政務活動費の領収書等の公開について	
	(3) 小矢部市議会基本条例に関すること	5
	① 小矢部市議会基本条例の検証について	
	② 議会報告会について	
	(4) その他に関すること	6
	① オンラインによる行政視察について	
	② 議会だよりについて	
	③ SNS の活用について	
	④ タブレット端末及びペーパーレス会議システムの導入について	
	⑤ 一般質問順の決め方について	
5	おわりに	7
	参考資料	8

1 はじめに

小矢部市議会では、平成 15 年 12 月の議会改革特別委員会設置以降、議会の改革に関する様々な事項について協議を重ね、議会改革を推進してきました。また、平成 22 年 6 月に制定した小矢部市議会基本条例についても定期的に検証を行い、必要な改正を加えながら、市民の負託に的確に応え、小矢部市の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的として取り組んできたところです。

新型コロナウイルス感染症の拡大など社会情勢等の急激な変化に伴い、議会が担う役割の重要性が高まる中、さらなる議会改革の推進のため、令和 3 年 3 月に議会改革協議会を設置し、議会全体について幅広く協議を行うとともに、議会基本条例についての検証を行いました。

2 議会運営委員会での検討

令和 2 年 12 月に議会改革に取り組むことを決定し、議会運営委員会において、議会改革に取り組むべき検討項目を定めて、全議員へのアンケートを実施しました。そのアンケート結果を取りまとめ、令和 3 年 2 月の議会運営委員会にて、議会改革協議会の設置について検討を行いました。3 月の議員懇談会において、議会運営委員会での協議結果を報告し、3 月定例会で議会改革協議会の設置を議決しました。

(1) 会議開催状況

開催日	会議名	内 容
令和 2 年 12 月 17 日	議会運営委員会 全員協議会終了後	・議会改革に取り組むことを決定 ・議会改革について、議会運営委員会 で取り組むことを全議員に報告
令和 3 年 1 月 18 日	議会運営委員会	・議会改革検討項目を定めて、全議員に 対してアンケートを実施
2 月 16 日	議会運営委員会	・議会改革検討項目のアンケート結果を 報告
2 月 22 日	議会運営委員会	・今後の方針について協議を行い、議会 改革協議会の設置を検討
3 月 2 日	議員懇談会	・議会運営委員会での協議結果を報告 し、議会改革協議会の設置を決定
3 月 23 日	本会議	・議会改革協議会の設置を議決

3 議会改革協議会での協議

令和3年3月定例会において、議会改革協議会の設置を議決し、3月23日に議会改革協議会を設置しました。

(1) 基本的事項

- ・協議会は、議長を除く15人の議員で構成する。
- ・協議会には8名の議員で構成する理事会を設置する。
- ・理事会は、「改革の素案づくり」や「資料収集」等を行い、協議会にその内容を報告・提言する。
- ・協議会は公開とするが、理事会は自由な意見を引き出すため非公開とする。

(2) 会議開催状況

開催日	会議名	内 容
令和3年 3月23日	第1回議会改革協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・設置要綱の確認 ・会長、副会長の選任 ・理事会の設置
4月19日	第1回議会改革協議会 理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・議会改革検討項目及びスケジュール等について
5月14日	第2回議会改革協議会 理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・議員定数及び常任委員会について ・議員報酬及び政務活動費について ・一般質問順の決め方について
6月23日	第2回議会改革協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・議員定数及び常任委員会について ・議員報酬及び政務活動費について ・一般質問順の決め方について ・議会基本条例の検証について
7月14日	第3回議会改革協議会 理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費について ・議会基本条例の検証について ・議会報告会について
8月12日	第4回議会改革協議会 理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例の検証について
8月27日	オンラインによる行政 視察（鳥羽市議会）	<ul style="list-style-type: none"> ・「TOBA ミライトーク」について ・通年会期について
9月15日	第3回議会改革協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費について ・議会基本条例の検証について ・議会報告会について
10月5日	第5回議会改革協議会 理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・議員定数及び常任委員会について ・自治会連合会（役員）との意見交換会について
11月19日	自治会連合会（役員） との意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> ・議会改革協議会の経過報告について ・議員定数について意見交換

開催日	会議名	内 容
11月19日	第6回議会改革協議会 理事会	・議員定数について
12月15日	第4回議会改革協議会	・議員定数について ・常任委員会について
12月17日	中間報告書提出	・議会改革中間報告書を議長へ提出
令和4年 2月21日	第7回議会改革協議会 理事会	・議会改革最終報告書について
3月22日	第5回議会改革協議会	・議会改革最終報告書について

4 提言のまとめ

令和3年3月の発足以来、理事会で7回、協議会で5回にのぼる議論を重ね、次のとおり提言をまとめました。

(1) 議員定数及び常任委員会に関すること

① 議員定数について

議員定数については、議会改革協議会において、現状維持の意見と定数削減の意見に分かれ、最終的には表決を行い（現状維持に9人が賛成）、現行のとおりの議員定数16人とする。

なお、議会改革協議会において、以下の意見があった。

(現状維持の意見)

- ・人口が減ったから減らせばいいという問題ではない。多様な意見を持つ人が16人いたほうがいい。
- ・市民の政治参加のため、議員に出たい人が出ようと思えるくらいの定数が必要である。少なくとも現状維持にしないといけない。
- ・市政のチェック機能、市民の声を市政に反映させるという議会の役割を十分に果たすためには少なくとも16人は必要だと思う。
- ・全国の小矢部市と同じ規模の市と比べても決して多くはない。
- ・小矢部市は世帯数がそんなに減っていない。1人暮らしでも5人家族でも1世帯の意見として言われる。その声を反映させるためには現状維持がいいと思う。
- ・市民が言っているからではなく、いろいろなデータを分析して考えるなど、議会の中できっちり話をしていくべきだと思う。

(定数削減の意見)

- ・議員の質を高め、議会で何をしているのか伝えていくことは必要だと思うが、人数がいればいいというものでもない。
- ・市議会が成り立つ限界があり、人口に応じて定数を減らし続けるわけにはいかないが、小矢部市はもう少し減らしても議会としての機能は果たせると思う。
- ・自治会連合会との意見交換会でも、議会報告会のアンケート結果でも削減という意見が多い。民意をくみ取る議員という立場であれば、その辺の民意も考慮すべき。議員数に対する有権者割合では小矢部市は富山県内10市の中で最低である。
- ・いろいろなデータ、角度から考えるべきであり、16人から15人に減らして大きな影響が出たという事例や具体的なデータが示されない以上、現状と民意を考えれば、1人削減でも大きな影響は出ないと思う。
- ・何も職を持っていない方でも議員をやっているくらいの報酬が必要ではないかと思うので、1人減らして議員報酬を少し上げていく考え方も必要だと思う。

② 2 常任委員会の検証について

平成 30 年 9 月定例会から 3 常任委員会から 2 常任委員会へ移行したが、特段、不都合がないこと、また、活発な議論をするためには最低でも 7 人は必要という意見があり、現行のとおり 2 常任委員会を継続する。

(2) 議員報酬及び政務活動費に関すること

① 議員報酬について

昨今の社会情勢等を鑑み、現行のとおり、月額 360 千円（議員）、390 千円（副議長）、445 千円（議長）とする。ただし、議員アンケートでは 7 人から増額の意見があり、うち 2 人は議員定数削減と並行して議員報酬の増額を望むとの意見であった。

② 政務活動費の額について

調査研究に資するためには必要であるので、現行のとおり月額 20,000 円とする。ただし、県内 10 市の中で、政務活動費は最低であり、増額を望む意見もあった。

③ 政務活動費の交付方法について

現行のとおり、半年毎の前払いとする。ただし、後払いにするべきという意見もあった。

④ 政務活動費の手引きの見直しについて

現行では、広報費のうち、市政報告などの広報紙発行に係る印刷製本費、発送代については、議員の写真、似顔絵、挨拶、プロフィール、政治信条、会派の紹介など、市政と関わりのない内容が記載されている場合は、経費の 1/2 を上限に支出できるが、これらの内容が紙面の 1/3 以上 を占める場合は支出できない。この 1/3 以上 を 1/2 以上 に変更する。また、割合については面積で判断するということを明記する。

⑤ 政務活動費の領収書等の公開について

公開により不利益を与えるものはマスキングし、令和 4 年度(令和 3 年度分)からホームページ上で公開し、事務局においても閲覧可能とする。

(3) 小矢部市議会基本条例に関すること

① 小矢部市議会基本条例の検証について

議会基本条例第 23 条に基づき、議会基本条例検証シートを作成し、条文ごとに検証を実施した。(13 ページ～16 ページ参照)

(ア) 議会基本条例第 15 条（議会図書室の設置）の検証結果に基づき、議会図書室について、できる限り図書の充実を図るとともに、令和元年 9 月から導入したタブレット端末内の電子図書室についても、国、県及び市の報告書などの資料の充実を図る。

(イ) 議会基本条例第 18 条（議会広報広聴機能の充実）の検証結果に基づき、ケーブルテレビでの放送、ユーチューブでの本会議映像の録画配信に加え、ユーチューブによるライブ配信を行い、幅広い世代の市民が議会中継を視聴できる環境を整備する。

② 議会報告会について

議会報告会は、毎年度、予算編成前に最低1回以上開催する。

なお、今後、市民の要望や地域の課題を把握するため、関係団体や高校生を含めた若者等との意見交換を検討し、実施する。

(4) その他に関すること

① オンラインによる行政視察について

現在のコロナ禍の状況において、行政視察の受け入れを制限している議会が多い中、オンラインで行政視察を受け入れる議会も増えてきていることから、今後、ZOOM等を活用したオンライン行政視察のあり方について、議会運営委員会において検討する。

② 議会だよりについて

令和2年度から議会だよりの表紙をカラーとし、現在、表紙のテーマを「市内のこども園・保育所の園児」としている。

平成30年9月から市内3高校の3年生全員に議会だよりを配付しているが、高校生をはじめとする若い世代の声をしっかりと把握するためにアンケートの実施など、広聴の充実を図る必要がある。

③ SNSの活用について

これまでのホームページ、議会だよりに加え新たな情報提供のツールとして、平成30年10月から「小矢部市議会フェイスブックページ」を開設し、本会議及び委員会の開催情報をはじめとする議会活動に関する情報を発信している。また、令和2年3月からユーチューブで本会議映像の録画配信を行っており、今回の議会改革協議会での協議により、令和4年度から新たにユーチューブによるライブ配信を行う。

今後も、多くの市民に議会と市政に関心を持ってもらうため、SNSなど多様な広報手段の活用を検討しながら、議会広報活動に努める。

④ タブレット端末及びペーパーレス会議システムの導入について

平成30年度議会改革報告書の提言において、検討していくこととした「ペーパーレス化に向けたタブレットの導入」について、令和元年からタブレット端末及びペーパーレス会議システムを導入した。これにより、議会運営の効率化・迅速化、議会の活性化・議員の質の向上等につながっており、タブレット端末の活用については、さらなる研鑽を図る。

⑤ 一般質問順の決め方について

一般質問順の決め方については、これまで発言通告書受付順としていたが、令和3年9月定例会から、市長提案理由説明後の午後1時までには通告書の提出があった者は抽選、午後1時以降に提出があった者は通告書受付順とした。

5 おわりに

小矢部市議会では、これまでも様々な議会改革を進めてきました。近年は、フェイスブックページの開設、タブレット端末及びペーパーレス会議システムの導入、ユーチューブによる本会議映像の配信など、議会の ICT の推進や広報手段の充実にも取り組んできました。

さらなる議会改革の推進のため、令和3年3月に議会改革協議会を設置し、理事会及び協議会において、検討項目について議論を重ね、今回の提言をまとめました。

いまだ終息の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症は、市民生活や地域経済等に多大な影響を与えており、また、人口減少や少子高齢化の進行など、市政を取り巻く環境が大きく変化する中、多様化・複雑化する市民ニーズや地域課題に適切に対応していくため、議会が果たすべき役割は、より一層重要になります。

今後も、地方議会の役割を的確に把握し、その役割を果たしていくとともに、市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与するため、引き続き、積極的に議会改革に取り組んでいくことが重要と考えます。

令和4年3月24日

議会改革協議会

会長	沼田信良
副会長	石田義弘
委員	林登
委員	竹松豊一
委員	出合和仁
委員	谷口巧
委員	山室秀隆
委員	加藤幸雄
委員	義浦英昭
委員	藤本雅明
委員	白井中
委員	福島正力
委員	中田正樹
委員	嶋田幸恵
委員	砂田喜昭

理事会

理事長	沼田信良
副理事長	石田義弘
理事	山室秀隆
理事	加藤幸雄
理事	藤本雅明
理事	白井中
理事	嶋田幸恵
理事	砂田喜昭

参 考 资 料

小矢部市議会改革協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 小矢部市議会の改革に関する事項を協議するため、議会改革協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を議長に報告又は提言するものとする。

- (1) 議員定数に関すること
- (2) 議員報酬及び政務活動費に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、議長を除く全議員とする委員をもって組織する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 4 会長は、協議会を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときは、その職務を代行する。

(理事会)

第4条 協議会の議事決定及び運営等を行うため、理事会を設置する。

- 2 理事会は、8名の理事をもって組織する。
- 3 理事会に理事長及び副理事長を置く。
- 4 理事長及び副理事長は、それぞれ前条第3項に定める会長及び副会長をもって充てる。
- 5 理事は、議会運営委員及び理事長が推薦する議員2名とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 理事会の会議は、理事長が招集する。
- 4 理事会は、理事の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、令和3年3月23日から施行する。
- 2 この告示は、令和4年9月1日限り、その効力を失う。

小矢部市議会改革協議事項・アンケート結果について

1. 議員定数について

年度	定数	条例改正等(人口1月1日現在)
昭和37年	30人	
昭和41年改選から	22人	S41年3月制定
平成6年改選から	20人	H3年3月改正(36,072人)
平成18年改選から	17人	H16年12月改正(33,641人)
平成22年改選から	16人	H21年9月改正(32,341人)

※アンケート結果…現状維持10名、定数削減6名

2. 議員報酬について

施行年月日(平成元年以降)	金額(千円)	対前年比
平成元年4月1日	議長 360	1.06
	副議長 320	1.07
	議員 290	1.07
平成3年4月1日	議長 400	1.11
	副議長 350	1.09
	議員 320	1.10
平成5年4月1日	議長 430	1.08
	副議長 380	1.09
	議員 350	1.09
平成7年4月1日	議長 445	1.03
	副議長 390	1.03
	議員 360	1.03

※アンケート結果…現状維持8名、増額7名、減額1名

3. 政務活動費について

(1) 政務調査費の交付に関する条例の制定(平成13年4月1日施行)

会派に対して交付(議員一人あたり月額20,000円)

(2) 政務調査費の交付に関する条例の全部改正(平成22年10月1日施行)

個人に対して交付(議員一人あたり月額20,000円)

(3) 政務調査費の交付に関する条例の一部改正(平成25年3月1日施行)

名称を政務調査費から政務活動費へ改正、政務活動費の経費の範囲を条例で明記(議員の陳情活動費を追加)

※アンケート結果(金額)…現状維持9名、増額2名、その他2名

(4) 小矢部市以外の9市は、政務活動費の領収書をホームページ上で公開し、議会事務局等で自由閲覧を可能としている。また、政務活動の後払いは、2市で実施している。

※アンケート結果…領収書の非公開6名、公開5名、後払い8名、前払い6名

4. 常任委員会について

類似自治体(人口 29,000 人以上 30,000 人未満、単独市制(平成の合併なし))

県名市名	人 口 (R. 2. 6)	議員定数 (R3. 1)	常任委員会構成
山梨県都留市	29,921	16	総務産業建設 8、社会厚生 8
宮崎県西都市	29,830	18	総務 6、文教厚生 6、産業建設 6
山形県上山市	29,771	15	総務文教 8、産業厚生 7
小矢部市	29,646	16	総務産業建設 8、民生文教 8
兵庫県相生市	29,059	14	総務文教 7、民生建設 7
福井県小浜市	29,048	18	総務民生 9、産業教育 9、予算決算 17
山梨県韮崎市	29,041	16	総務産業 8、文教厚生 8、財務 13

※アンケート結果…現状維持 8 名、3 常任委員会 6 名

6月開催 小矢部市議会改革協議会での協議事項・協議結果

項目 (要綱第2条関係)	細部項目	5/14 第2回理事会での協議結果	改革の方向性及び 実施の場合実施時期	協議会での協議結果	その他
第1号関係 議員定数に関する事 議員報酬・政務活動費	・議員定数について	今後も引き続き検討。 (現状維持：4人、定数削減：3人) 今後も引き続き検討。(3常任委員会という意見もあったが、多くの意見としては現状の2常任委員会)			
	・常任委員会について	現行のとおり、月額360千円(議員)、390千円(副議長)、445千円(議長)とする。 【全員賛成】	□実施 ■現行どおり	現行のとおり。 【全員賛成】	
第2号関係 議員報酬・政務活動費	・議員報酬について	現行のとおり、月額2万円とする。 【全員賛成】	□実施 ■現行どおり	増額の意見もあつたことから、理事会で再度協議。また、政務活動費の手引きの見直しについても協議。	
	・政務活動費の額について	政務活動費の証拠書類(領収書等)をインターネットで公開する。また、議会事務局内において自由閲覧を可能とする。 【全員賛成】	■実施 □現行どおり (令和4年度から)	令和4年度(令和3年度分)から実施。 【全員賛成】	
第3号関係 その他に関する事	・政務活動費の証拠書類公開について	現行のとおり、前払い(半年毎)とする。 【前払い：5人、後払い：2人】	□実施 ■現行どおり	現行のとおり、前払い(半年毎)とする。 【賛成多数】	
	・政務活動費の交付について	現行のとおり、発言通告書受付順とする。 【現行どおり：4人、変更案①：3人、変更案②：0人】 ※変更案①、②については、別紙のとおり	■実施 □現行どおり (9月議会から)	変更案①(午後1時までに通告書の提出があつた者は抽選、午後1時以降に提出の者は提出順により順番を決める)で9月議会から実施。 【変更案① 賛成多数】	
	・一般質問順の決め方について				

9月開催 小矢部市議会改革協議会での協議事項・協議結果

項目 (要綱第2条関係)	細部項目	7/14 第3回理事会・8/12 第4回理事会での協議結果	改革の方向性及び 実施の場合実施時期	協議会での協議結果	その他
第2号関係 政務活動費に関する事	・政務活動費の額について【再協議】	市民の目が厳しい中で増額が必要だという明確な理由がないこと、現状の額の範囲内で活動可能であることなどから、 現行のとおり、月額2万円とする。 【賛成多数】	□実施 ■現行どおり	現行のとおり、月額2万円とする。 【全員賛成】	
	・政務活動費の手引きの見直しについて	広報費のうち、市政報告などの広報紙発行に係る印刷製本費、発送代については、議員の写真、似顔絵、挨拶、プロフィール、政治信条、会派の紹介など、市政と関わりのない内容は、経費の1/2を上限に支出できるが、これらの内容が紙面の1/3以上を占める場合は支出できない。この1/3以上を1/2以上に変更する。また、割合については面積で判断するということを明記する。 その他については、現行のとおり。	■実施 □現行どおり (令和4年度から)	広報費のうち、市政報告などの広報紙発行に係る印刷製本費、発送代については、議員の写真、似顔絵、挨拶、プロフィール、政治信条、会派の紹介など、市政と関わりのない内容が記載されている場合は、経費の1/2を上限に支出できるが、これらの内容が紙面の1/3以上を占める場合は支出できない。この1/3以上を1/2以上に変更する。また、割合については面積で判断するということを明記する。【全員賛成】	
第3号関係 その他に関する事	・政務活動費の領収書等公開内容について	公開により不利益を与えるものはマスキングし、令和4年度(令和3年度分)から公開を実施する。これに伴い、政務活動費の交付に関する条例改正が必要となる。	■実施 □現行どおり (令和4年度から)	令和4年度(令和3年度分)から公開 【全員賛成】	
	・議会報告会について	予算編成前の秋に開催する。 テーマを決め高校生を含めた若者との意見交換を検討する。 【別紙：議会基本条例検証シートのとおり】	■実施 □現行どおり	今年度の開催については議会運営委員会と協議。	
	・議会基本条例の検証について		■実施 □現行どおり	別紙のとおり。 【全員賛成】	

12月開催 小矢部市議会改革協議会での協議事項・協議結果

項目 (要綱第2条関係)	細部項目	10/5第5回理事會・11/19第6回理事會での協議結果	改革の方向性及び 実施の場合実施時期	協議会での協議結果	その他
第1号関係 議員定数に関すること	・議員定数について	今後も引き続き検討。 (現状維持：5人、定数削減：2人)	□実施 ■現行どおり	現行のとおり、2常任委員会とする。 【全員賛成】	
	・常任委員会について	活発な議論をするためには最低でも7、8人が必要なことな どから、現行のとおり、2常任委員会とする。 【全員賛成】			
第3号関係 その他に関すること	・議員定数について	現状維持の16人とする。 【現状維持：5人、1人削減：2人】	□実施 ■現行どおり	現状維持の16人とする。 【賛成多数】	

議会基本条例検証シート(検証結果)

A…条文中に従い、これまでどおり取り組んでいく C…条文中を改正する
 B…条文中に従い、新たな取り組みを検討する D…その他

条文	検証結果の理由	検証結果	左欄の検証結果がA以外の場合、具体的な説明・取り組み等を記載
<p>(前文)</p> <p>小矢部市民(以下「市民」という。)から、選挙で選ばれた議員により構成される小矢部市議会(以下「議会」という。)は、同じく市民から、選挙で選ばれた小矢部市長(以下「市長」という。)とともに、小矢部市の代表機関を構成する。この2つの代表機関は、ともに市民の信託に応える活動をし、議会は多数数による合議制の機関として、また市長は独任制の機関として、それぞれ異なる特性をいかして、市民の意思を市政に反映させるために競い合い、協力しながら、小矢部市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。</p> <p>議会が市民の代表機関として、地域における民主主義の発展と市民福祉の向上のために果たすべき役割は、将来に向けて、さらに大きくなる。特に地方分権の時代を迎えて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会は、その持つ権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論議、争点を広く市民に明らかにするとともに、市民との協調の下、市民を代表する機関の一つとして自らの創意と工夫により政策立案及び政策提案を行う責務を有している。自由かつ適当な討論を通して、自治体事務の論議、争点を発見、公開することは討論の広場である議会の第一の使命である。</p> <p>このような使命を達成するために本条例を制定する。我々は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)が定める概括的な規定の遵守とともに、積極的な情報公開、政策活動への多様な市民参加の推進、議員間の自由な討論の展開、市長等の行政機関との持続的な緊張の保持、議員の自己研鑽と資質の向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等について、この条例に定める議会としての独自の議事運営のルールを遵守し、実践することにより、市民に信頼され、存在感のある、豊かな議会を築きたいと思う。</p>	<p>A</p> <p>前文は、この条例の制定の背景、理念、決意等を宣言するものである。</p>		
<p>第1条(目的)</p> <p>1 この条例は、分権と自治の時代にふさわしい地方政治の実現を図るために、議会及び議員の活動の活性化と充実に必要な議会運営の基本事項を定めることにより、市民の負担に的を絞る、市政の情報公開と市民参加を基本にした、小矢部市の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>A</p> <p>この条例制定の目的を簡潔に示す目的規定である。</p>		
<p>第2条(議会の活動原則)</p> <p>1 議会は、市民主権を基礎とする市民の代表機関であることを常に自覚し、市民の多様な意見を踏まえ充実に必要な議会運営を行うよう努めるとともに、公正性、透明性及び信頼性を重んじて活動する。</p> <p>2 議会は、議会が、議員、市長、市民の交流と自由な討論の広場であるとの認識に立って、その実現のために、この条例に規定するもののほか、この条例を踏まえて別に定める小矢部市議会議員会則(昭和37年小矢部市議会規則第1号)の内容を継続的に見直すものとする。</p>	<p>A</p> <p>本会議は、ケーブルテレビ(生中継・録画)での放送、ユーチューブによる録画配信及び議会だより配布を行い、市民に開かれた議会を目指している。</p>		
<p>第3条(議員の活動原則)</p> <p>1 議員は、議会が言論の府であること及び会議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討論の推進を重んじなければならない。</p> <p>2 議員は、市政の課題全般について、課題別、地域別等の市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽によって、市民の信託に応える活動をすすめるものとする。</p> <p>3 議員は、市政の課題について市民の多様な意見を的確に把握するよう努めるとともに、福祉の向上をめざして積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。</p>	<p>A</p> <p>市政の課題全般について、議員が市民の意見を的確に把握し、議員による政策立案及び政策提言については、積極的に取り組んでいる。</p>		

議会基本条例検証シート(検証結果)

A…条文に依り、これまでどおり取り組みをいく C…条文を改正する
 B…条文に依り、新たな取り組みを検討する D…その他

条文	検証結果の理由	検証結果	左欄の検証結果がA以外の場合、具体的な説明・取り組み等を記載
<p>第4条(災害時の議会対応)</p> <p>1 議会は、災害等が発生した場合は、市民及び地域の状況を的確に把握するとともに、議会としての業務を適正に継続しなければならない。</p> <p>2 災害時の議会の行動基準等に関しては、小矢都市議会災害時BCP（業務継続計画）で定める。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に対して、市議会災害対策会議を開き、コロナ禍における議会の対応を決定し、実施している。</p>	A	
<p>第5条(市民参加及び市民との連携)</p> <p>1 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。</p> <p>2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「常任委員会等」という。）を原則公開するものとする。</p> <p>3 議会は、常任委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的職員等を議会の討議に反映させるよう努める。</p> <p>4 議会は、請願及び陳情の審査に際し、紹介議員又は提出者から趣旨の説明を聴く機会を設けることができる。</p> <p>5 議会は、その活動に市民の意思を反映することができるよう、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。</p> <p>6 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。</p> <p>7 議会報告会の実施要領については、別に定める。</p>	<p>市議会ホームページや議会だよりにおいて、議決結果や議員個々の賛否を明らかにするなど、議決責任を認識している。</p> <p>・参考人制度及び公聴会制度については、重要な議案等に対して積極的に活用していく。また、請願及び陳情の審査に対し、提出者からの申し出により趣旨説明を受けられる機会を設ける。</p> <p>・令和2年度はコロナ禍の影響により、議会報告会は中止となったが、近年は参加される人が固定化され、若者や女性の参加が少ない状況にあることから、若者や女性が参加しやすい環境づくりに努める。</p>	A	
<p>第6条(市長等と議員の関係)</p> <p>1 議会は、二元代表制の下、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と対等で緊張感ある関係を保ちながら、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策の立案及び提言を通じて、市政の発展に取り組みものとする。</p> <p>2 議会の本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。</p> <p>3 議長から本会議及び常任委員会等への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して議長又は委員長長の許可を得て反問することができる。</p>	<p>行政事務の執行に対しては、委員会や全員協議会、一般質問等を通じ、議会として二元代表制の役割を果たしている。</p>	A	
<p>第7条(市長による政策等の形成過程の説明)</p> <p>議会は、市長等が提案する重要な政策、計画、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、政策等の水準を高めるため、市長等に対して、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。</p> <p>(1) 必要とする背景</p> <p>(2) 提案に至るまでの経緯</p> <p>(3) 総合計画における根拠又は位置付け</p> <p>(4) 関係する法令、条例等</p> <p>(5) 財源措置</p> <p>(6) 将来負担すべき経費</p> <p>2 議会は、前項の政策等を審議するに当たっては、当該政策等の立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。</p>	<p>市長等が提案する重要政策等については、該当する資料の提供を受け審議しており、より一層の政策水準の向上を目指している。また、執行後の政策評価については、議会事務事業評価を毎年度実施している。</p>	A	

議会基本条例検証シート(検証結果)

A…条文中に従い、これまでどおり取り組みを改訂する
 B…条文中に従い、新たな取り組みを検討する
 C…条文中を改訂する
 D…その他

条 文	検証結果の理由	検証結果	左欄の検証結果がA以外の場合、具体的な説明・取り組み等を記載
<p>第8条(予算及び決算における政策説明)</p> <p>1 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとする。</p>	<p>予算及び決算特別委員会を設置し、審議をして</p>	A	
<p>第9条(法第96条第2項の議決事件)</p> <p>1 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、小矢都市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定めた基本構想及び基本計画の策定、変更等とする。</p> <p>2 議会は、市長等が各行政分野における基本的な計画の策定、変更等を求めるために計画の概要を公表し、広く市民等から意見等を募集するときは、あらかじめ、市長等に当該計画の策定、変更等を行う理由及び概要の説明を求めるものとする。</p>	<p>第7次総合計画の基本構想及び基本計画については、各党派ごとに説明を受け、議決をした。</p>	A	
<p>第10条(自由討議による合意形成)</p> <p>1 議員は、議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。</p>	<p>政策、条例、意見等の議案の提出については、積極的に取り組んでいく。</p>	A	
<p>第11条(政務活動費の交付、公開及び報告)</p> <p>1 議員は、調査研究に資するために政務活動費の交付を受けたときは、証拠書類を公開すること等により、その用途の透明性を確保するものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、政務活動費の交付に関しては、小矢都市議会政務活動費の交付に関する条例(平成22年小矢都市条例第19号)の定めるところによる。</p>	<p>令和4年度から領収書等をホームページ上で公開、また、事務局で閲覧も可能とする。</p>	A	
<p>第12条(議会改革)</p> <p>1 議会は、議会改革に継続的に取り組むこととする。</p>	<p>任期中ごとに議会改革協議会を設置している。</p>	A	
<p>第13条(交流及び連携の推進)</p> <p>1 議会は、他の地方公共団体の議会との交流及び連携を推進するため、独自に又は共同して、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うものとする。</p>	<p>県市議会議長会及び西都市議会議長会による研修会等に参加し、また、津幡町議会等との交流を図りながら、諸課題に対しての調査研究を行っている。</p>	A	
<p>第14条(委員会等の適切な運営)</p> <p>1 議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会、特別委員会等の適切な運営を高めなければならない。</p>	<p>新たな行政課題に対しては、特別委員会を設置し、十分な審議を行っている。</p>	A	
<p>第15条(議会図書室の設置)</p> <p>1 議会は、議員の調査研究に資するため議会図書室を設置し、図書、資料等の充実を図るものとする。</p>	<p>議会図書室機能は不十分であり、今後の検討課題である。</p>	B	議会図書室及びタブレットの電子図書室について、図書、資料等の充実を図る。
<p>第16条(議会事務局の体制整備)</p> <p>1 議会は、議会及び議員の政策の形成及び立案機能の支援体制を強化するため、議会事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。</p>	<p>現状において、適切な事務局体制になっている。</p>	A	
<p>第17条(議員研修の充実強化)</p> <p>1 議会は、議員の政策の形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。</p>	<p>直面する政策課題に対しては、特別委員会を設置し、行政視察などを実施しながら、議員の政策形成及び立案能力の向上を図っている。</p>	A	

議会基本条例検証シート(検証結果)

A…条文に従い、これまでどおり取り組みをいく C…条文を改正する
 B…条文に従い、新たな取り組みを検討する D…その他

条 文	検証結果の理由	検証結果	左欄の検証結果がA以外の場合、具体的な説明・取り組み等を記載
第18条(議会広報広聴機能の充実) 1 議会は、市政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に市民に対して周知するよう努めるものとする。 2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。 3 議会は、市政及び議会活動についての市民の要望、意見等を把握するため、多様な手段を活用し、広聴の充実を図るものとする。	・本会議は、ケーブルテレビ(生中継・録画)での放送、ケーブルによる録画配信を行っている。また、議会だよりは、全戸配布の他、高校生にも配布している。さらには、フェイスブックにおいて、議会活動情報を配信している。 ・議会報告会以外の広聴活動についても充実を図る必要がある。	B	ケーブルテレビでの放送、ケーブルによる録画配信に加えて、ケーブルによるライブ配信を行うことにより、幅広い世代の市民が議会中継を視聴できる環境を整え、より多くの市民に関心を持ってもらうよう努める。 また、市民からの声をしっかりと把握するため、様々な機会を捉えて、広聴の充実を図る。
第19条(議員定数) 1 議員定数は、別に条例で定める。	条例に則り、適正に運用されている。	A	
第20条(議員報酬) 1 議員報酬は、別に条例で定める。	条例に則り、適正に運用されている。	A	
第21条(議員の政治倫理) 1 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心及び責任感を持って、議員の品位を養うよう努めなければならない。	各議員は、市民の代表者として自覚し、議員を養い市民の負託に応えるよう努めている。	A	
第22条(最高規範性) 1 この条例は、議会における最高規範であって、この条例の趣旨に反する議会に係る条例、規則、告示等を制定してはならない。 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、議員の任期開始後、速やかに、この条例の研修を行わなければならない。	新人議員に対して、速やかに、議会基本条例に関する研修を行っている。	A	
第23条(見直し手続) 1 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証するものとする。 2 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。	今回の議会改革協議議会において議会基本条例検証シートに基づき、条例の検証を実施し、必要であれば条例の改正を行う。	A	

小矢部市議会 議会改革協議会理事会 オンライン行政視察報告

日 程 令和3年8月27日（金）13：30～

視察先 三重県鳥羽市議会

木下順一議長 河村孝副議長 山本哲也議員 坂倉広子議員 浜口一利議員

議会事務局：岩井事務局長 木田次長

参加者 藤本雅明議長 加藤幸雄副議長 沼田信良理事長 福島正力副理事長 砂田喜昭理事

嶋田幸恵理事 白井中理事 吉田康弘理事 義浦英昭理事 山室秀隆理事

傍聴：出合和仁議員

議会事務局：坂田事務局長 西村議事調査課長 沼田（賢）主任 沼田（里）主事

【視察内容】

◎「TOBA ミライトーク」について

鳥羽市議会では平成21年10月から議会報告会並びに意見交換会を開催してきたが、近年は開催箇所数、市民参加人数とも減少傾向にあったことから、平成27年4月改選後、1年間休止してあり方を議論した。新たに広報広聴委員会を設置し、議会報告会の新たな形として「TOBA ミライトーク」を検討・協議して、平成28年9月にママ友サークルとの実証実験を実施し、11月から「TOBA ミライトーク」として始動した。開催実績は、平成28年度が5回89人、平成29年度が4回64人、平成30年度が2回76人、令和元年度が4回39人、令和2年度が3回20人、令和3年度が2回12人となっており、各種団体とさまざまなテーマでTOBA ミライトークを開催されている。

鳥羽市議会では、TOBA ミライトーク自体の認知度が高くなく、議会活動全体のことも含め、広報活動の強化の必要性を感じているとのことで、今後の課題は開催件数及び参加人数を増やすこととのことであった。

◎通年会期について

平成24年9月の地方自治法改正後、全員協議会、議会運営委員会、議会改革推進特別委員会で計11回、議会運営委員会の行政視察2回、議員研修会1回を経て、平成26年3月定例会において「鳥羽市議会の会期等に関する条例の制定」、「鳥羽市議会会議規則の一部改正」をし、同年5月1日から通年会期をスタートされた。

通年会期のメリットは、緊急時等に議長権限で速やかに会議を開く（再開する）ことが可能であることや委員会活動の自由度が広がっていることなどとのこと。また、デメリットとして一般的には議員活動への影響があげられるが、視察に参加いただいた議員さんからはそれほど影響はないとの意見があり、デメリットは特に感じておられないとのことであった。

また、年度末の税条例の改正等についても専決処分は行っていないとのことであった。

◎その他

市民に対して議会に関心を持ってもらうため、令和3年6月会議からその会議の終了後に市議会正副議長による記者会見を実施し、議会活動の情報発信を強化しているとのこと。

自治会連合会（役員）との意見交換会について

令和3年11月19日 開催

自治会側意見要点

削減

- ・平成22年に定数を16人に見直してから10年以上経過している。なぜ今回も議員定数の見直しができないのか。
- ・最低1人は減らさないと、一般的な感覚とズレていると個人的には感じる。
- ・世帯数は増えているというが、県全体でみると、他のところでも世帯数は増えている。世帯数が増えていることがストレートに理由にはならない。
- ・二元代表制をちゃんとやる時にはそれなりの数は必要だと思う。全国的に広まった会津若松市の報告からも、議会のベースである常任委員会の人数は7、8人必要ということなので、理解できる。8人とみれば16人、7人とみれば14人、その間をとって15人ぐらいかなと思っている。
- ・人口は何年か後には27,000人弱になると言われているので、改革していくことが将来につながっていくと思う。削減した中でもやっていけないのではないか。
- ・地区では、「こういう時期だから削減すべき」という意見がほとんどであった。現状維持でいいという意見は一つもなかった。

現状維持

- ・人口比率や世帯比率の考え方も重要なかもしれないが、多様な意見をくみ上げるためには、議員の数もある程度は必要。
- ・少し早急なんじゃないかと個人的には思う。もっと時間をかけてやっていただきたい。
- ・極端な話、人口割で出して12人とかになったらどうするのか。今後、市の人口が減少しても、最低限これだけの人数は必要だとか、18地区の意見集約をどうしていくかということも議論されたほうがいい。

その他

- ・議会改革の内容が市民に全く伝わってこない。もっと広報すれば、市民からもいろんな意見が出てくると思う。
- ・議会報告会やホームページで情報を発信してはどうか。
- ・地区から、定数についての意見を聞いていない。議会改革をされていることさえ知らず、そういう話自体があがらない。
- ・我々は一般市民の意見として言っている。我々は組織として何人減らせとは言にくい。あくまでも、あなた方で決めてほしい。

理事会側意見要点

現状維持

- ・人口が減ってでも、世帯数は変わっていないので、隅々の人の話を聞くためには現状維持がよい。
- ・議会は議論をする場であって、それなりの人数がいないと議論が活発にできない。
- ・各地区の代表者として1人ずつくらいは少なくとも必要ではないかと思う。
- ・定数削減をすればするほど、皆さんの意見が吸い上げにくくなる。
- ・市民の中から思いの強い方がどんどん選挙に出て、当選されるには、一定の定数がないといけない。
- ・財政が厳しいときにこそ、議員、議会がしっかりと役割を果たす必要がある。
- ・じゃあ何人減らすのか、ただ減らせばいいという問題ではない。

削減

- ・議員1人の有権者数が、本市の場合は1,584人で富山県10市のうちで最低の人数であり、富山県下で最低の有権者割合をある程度の水準に持って行くべき。
- ・時代に即応するためには、議員も身を切る改革をしないといけない。
- ・議員定数を削減して、議員報酬を上げれば、若い方も議員に立候補できる。
- ・削減した分は議員が何倍も働けばいい。
- ・今年度は4億円近くの財源不足と言われており、行財政改革が今後ますます必要である。

● 議会改革についての意見(自由意見)(順不同)

- ・議会は市民の代表であり、二元代表制がより効果的に動いていき、市政の発展につなげてもらいたい。【市民交流プラザ】
- ・定数削減に向けて努力されたい。【市民交流プラザ】
- ・政務活動費について、後払い方式を採用されたし。【市民交流プラザ】
- ・議員定数の削減があってもよい。【市民交流プラザ】
- ・議員定数をこれ以上減らさないで下さい。【市民交流プラザ】
- ・議員の定数を削減し、議員報酬の上積みをしては。【市民交流プラザ】
- ・小矢部市のために必要な定数、報酬、活動費であれば意見はありません。【総合保健福祉センター】
- ・人口減、議員の立候補者が少ない中、定数改正は必要。議員の報酬が低く、若い年代の議員がいない。富山、高岡並みに上げるべき。【総合保健福祉センター】
- ・個人的には定数は現行のままで良い。【総合保健福祉センター】
- ・議員定数を減らしてほしい。【総合保健福祉センター】
- ・議員定数の削減(他市との比較)。【津沢コミュニティプラザ】
- ・政務活動費を後払いにしてはどうか。【津沢コミュニティプラザ】
- ・これらは費用対効果で見合う成果があつて、市民の為になれば問題は無いが、要は成果の中身だ。【津沢コミュニティプラザ】
- ・議員定数15名位。年齢制限。【東蟹谷公民館】
- ・議員定数は現在の1～2名削減するべきと考える。小矢部市、市民全体を広くとらえられ、寄り添える議員が必要。【東蟹谷公民館】
- ・議員の方の働きに対して、報酬を決めれば良いのでは？【東蟹谷公民館】
- ・議員定数を少なくしたら。【東蟹谷公民館】
- ・議員報酬は生活できる範囲まで値上げし、政務活動費は廃止すべき。議員定数は12人程度で良いと思う。委員会が必要なものに統合すべき。【東蟹谷公民館】
- ・定数は今のままで良い。報酬も今のままで良い。【東蟹谷公民館】
- ・市の規模が大きくならないのであれば、議員定数は増やすべきではない。【東蟹谷公民館】
- ・政務活動費について、富山市と格差が大きい。小矢部市は小さいが増やしていただき、活動しやすくしてあげるべきでないか。【東蟹谷公民館】
- ・小矢部市の人口も減少しているので、その比率に合わせて議員の定数を削減してはどうか。(1～2名)【東蟹谷公民館】